

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。</p>		
関係条文	〔 〕		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで以上にスピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作っていくためには、国・自治体・民間の三者が一体となって集中的な取組を行うことが重要である。そのため、国の経済成長に大きなインパクトを与えるプロジェクトを推進し、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していくことを目的とした国家戦略特区を創設した。</p> <p>平成26年5月に指定した国家戦略特区の6区域においては、これまで計17回の区域会議が開催され、合計68もの事業が認定されているなど、事業の実現に向け各種取組が加速的に進捗しているところであり、特区の具体的なニーズを踏まえ、新たな事業を強力に推進すべく、早急に事業環境の整備を図る必要がある。国家戦略特区における「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出にあたっては、ベンチャー企業等による新産業の創出といった視点が欠かせない。</p> <p>そのため、国家戦略特区においてベンチャー企業の創業の促進と創業後間もないベンチャー企業の成長を促進する観点から、創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置を創設する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	2—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 地域活性化の推進 施策目標 1 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	<p>国家戦略特区により、本年度末までの集中取組期間内に、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくためには、第8回及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表（重点事項と改革スケジュール）」も踏まえ、残り1年弱の間に一層のスピード感を持って、大胆な規制改革を実現することが不可欠である。</p> <p>このため、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を一層加速化することにより、引き続き、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディに対応し目に見える成果を打ち出していくことが重要である。</p> <p>また、特に1次指定した6区域におけるこれまでの取組に対しては、「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定、10月7日一部変更）に則り改革の成果を早急かつ厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。（「日本再興戦略」改訂2015）</p> <p>上記の方針・取組を踏まえ、国家戦略特区においては、引き続き民間からの具体的な事業や施策の提案を踏まえ、そのニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性の向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	<p>国家戦略特区により、本年度末までの集中取組期間内に、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくためには、第8回及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表（重点事項と改革スケジュール）」も踏まえ、残り1年弱の間に一層のスピード感を持って、大胆な規制改革を実現することが不可欠である。</p> <p>このため、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を一層加速化することにより、引き続き、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディに対応し目に見える成果を打ち出していくことが重要である。</p> <p>また、特に1次指定した6区域におけるこれまでの取組に対しては、「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定、10月7日一部変更）に則り改革の成果を早急かつ厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。（「日本再興戦略」改訂2015）</p> <p>上記の方針・取組を踏まえ、国家戦略特区においては、引き続き民間からの具体的な事業や施策の提案を踏まえ、そのニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性の向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立する。</p>
政策目標の達成状況	<p>大胆な規制改革等の突破口である「国家戦略特区」については、2013年12月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、昨年5月に6か所の具体的な区域（東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、「福岡県福岡市、沖縄県）を指定した後、同年6月の関西圏及び福岡市を皮切りに、10月までにすべての区域の区域会議を立ち上げ、これまでの1年間に合計17回の区域会議を開催した。</p> <p>また、昨年1月から制度全体の司令塔である国家戦略特別区域諮問会議を合計14回、高い頻度で開催することにより、これまでに、医療、雇用、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野における現在の規制改革事項を活用した、合計68もの事業について内閣総理大臣の認定を行い、規制改革の成果となる各種事業を、目に見える形で迅速に実現してきている。</p> <p>また、昨年10月には、「『日本再興戦略』改訂2014」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、教育、医療、雇用、保育、外国人材の受入れ促進などの幅広い分野に係る新たな規制の特例措置を定めた国家戦略特別区域法改正案を臨時国会に提出した。同法案は、審議未了で廃案となったものの、規制の特例措置を更に追加した上で、本年4月に国会に提出し7月8日に成立した。</p> <p>さらに、本年3月には、規制改革により地方創生を実現し、手続の簡素化や専門家の派遣等、熱意ある地方自治体を総合的に支援するとの観点から、また、遠隔医療や小型無人機等の「近未来技術」の実証を行う区域としての要素も加味し、新たに3地域（秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県）を、「地方創生特区」として指定した。</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	検討中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	検討中
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>国家戦略特区税制</p> <p>①特別償却又は法人税額の特別控除制度 国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区において機械等を取得した場合の特別償却（※）又は税額控除制度。 ※特定中核事業の用に供される一定の機械及び装置並びに開発研究用器具及び備品については、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（いわゆる「即時償却」）ができる。）</p> <p>②研究開発税制の特例 上記①の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の20%を税額控除。</p> <p>③固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1。</p> <p>④土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 国家戦略特区における民間の再開発事業（一定の公益的施設の整備事業）の用に供するため、土地等を譲渡した場合には、長期譲渡所得の軽減税率の特例を適用。</p> <p>⑤エンジェル税制の適用要件の緩和 国家戦略特区において、一定の事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、エンジェル税制の適用要件を緩和。</p> <p>⑥国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例（割増償却及び登録免許税の軽減等）の適用。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 （平成27年度予算額 232百万円） （平成28年度要求額 225百万円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせ、支援。
	要望の措置の妥当性	<p>国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の実現に向けて、国家戦略特区内で創業する一定の企業等への法人税の軽減措置を講ずることは、国家戦略特区における創業を促進し、政策目的を達成する手段として有効である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に限定されており、創業の促進のため必要最小限の措置である。</p>
ページ	2—3	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度：新設を要望